

四日市市告示第 469 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成 28 年 11 月 4 日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	路線番号	区域変更前の区間 区域変更後の区間	削除区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	削除区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
1	西村大長線	21002	西村町字兎谷3番9地先から 市場町字東高見530番3地先まで 西村町字西畑682番3地先から 市場町字東高見530番3地先まで	3.8~20.0 3.6~36.0 3.6~36.0	1,248.1 2,822.6 1,574.5	区域を変更する 起点を変更する
2	西村1号線	21003	西村町字鶴沢8番29地先から 西村町字北山151地先まで 西村町字北山143番3地先から 西村町字北山151地先まで	3.1~4.5 3.1~5.6 3.1~5.6	943.2 1,037.9 94.7	区域を変更する 起点を変更する
3	西村2号線	21004	西村町字城野1088番6地先から 西村町字下鶴沢107番26地先まで 西村町字長尾267番1から 西村町字下鶴沢107番26地先まで	2.6~11.2 2.6~46.2 10.1~46.2	2,228.5 3,124.6 896.1	区域を変更する 終点を変更する